

広島市規則第 67 号

令和 8 年 6 月 26 日

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する

規則の一部を改正する規則

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和 39 年広島市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「中井幹晴」を「森川世紀」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 27 日から施行する。